

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十七号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「栄養教諭」の下に「講師」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。